

航空法定期検査について

【航空法定期検査とは】

- 航空法第47条に基づき国土交通省航空局が行う検査で、地上検査と実際に航空機を使用し航空保安施設の性能の確認を行う飛行検査があります。
- 検査の実施は年2回（成田国際空港では通常 5月～7月、10月～12月）
※その他の月にも実施する場合があります。
- 飛行検査は、通常の離発着ルートを行わずに特殊なルートを航行します。
滑走路進入以外の飛行高度は地上300m程度になる場合があります。
- 他の航空機の離発着時や地上機器の調整時は検査が行えないため、検査機はその間同一地域を旋回しながら待つこととなります。これは頻りに発生し、旋回時間は航空機の離発着の状況や機器調整内容により変わってきます。

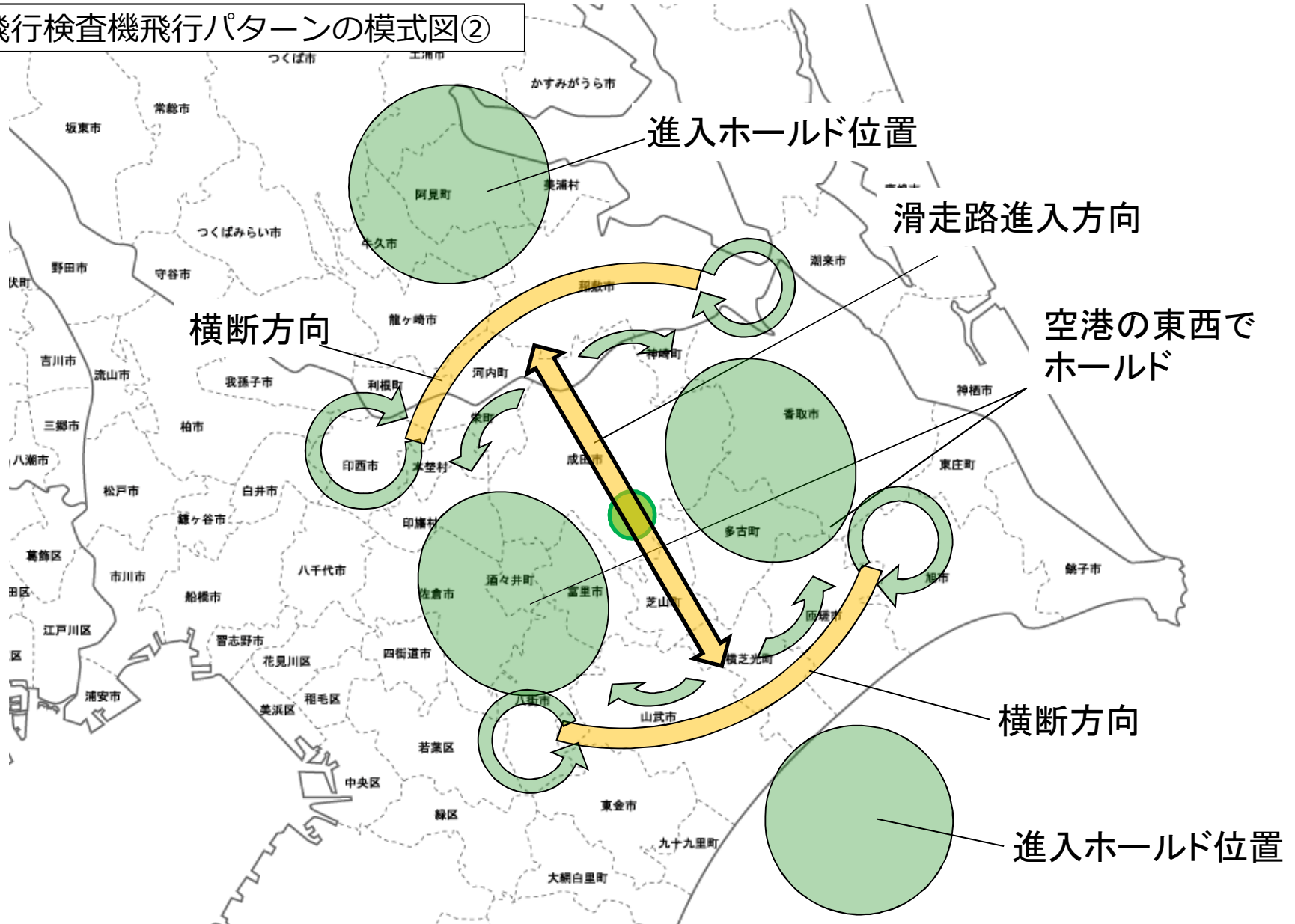
※定期検査の他、航空保安施設が新たに設置された際は、航空法第42条に基づく完成検査が行われます。

航空法第47条

空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期的に検査をしなければならない。

飛行検査機飛行パターンの模式図②



滑走路進入方向及び横断方向へ飛行
 ※ホールド位置は天候により上記エリア外となることがあります。